

生徒心得

学校は知識、技術を習得し心身を鍛え、人格の完成を目ざす集団生活の場である。人間は孤立して自己に生きることはできない。自分と他人、個人と全体とが、より明るく楽しい生活を営むために合理的な秩序と規律が考えられ、これを正しく守らねばならない。

本校生徒は、この心得を実践し、より豊かな学校生活を送らねばならない。

第1章 通則

1. 互いに他の人格を尊重し、良識に従って責任ある態度・行動をとる。
2. 常に意欲的な学習態度を保ち、予習・復習に努める。
3. 毎日定刻までに登校する。欠席・遅刻・忌引の場合は保護者から学校へ連絡する。
4. 喫煙、飲酒は絶対にしてはならない。
5. 深夜外出は禁止する。
6. 自動二輪（原付も含む）の免許は取得してはならない。
7. 自動車を運転してはいけない。
8. 学校の許可なくして、団体を組織入会し、集会を催し、文書を発行し、掲示をなしたり金品を徴集しない。
9. HR役員、当番及びその他の役員は責任を自覚して最善を尽くす。
10. 校内外を問わず、事故発生の際は、至急学校に届け出る。
11. 品性を損なう書籍、物品等、学業に不必要なものを所持しない。

第2章 礼儀

礼はお互いの尊敬、感謝、信愛のあらわれである。

1. 教師、学年の上下を問わずまた生徒間においても互いに挨拶・会釈を励行する。
2. いつでも正しい言語を用い、粗野な態度をとらない。
3. 外来者に対しては、親切ていねいに接し、礼儀正しくする。
4. 集会のときは、すみやかに集まり静粛にする。

第3章 服装

服装は知性の象徴、人格の表現である。清潔質素で学生らしさを失わない。

1. 髪は清潔で高校生らしい髪型にする。前髪は目にかからないようにする。実習や体育などでは肩にかかる
髪はゴム(華美でない物)で束ねる。パーマや染色等の高校生として相応しくない加工は禁止とする。
2. 制服について
 - ア. 男子は黒の詰襟、学校指定のポロシャツまたはワイシャツと黒の長ズボンとし、気候に応じて各自が判断し着用する。ベルトは茶か黒とする。
 - イ. 女子は学校指定のブレザー、学校指定のポロシャツまたはワイシャツとスカートまたはスラックスを着用する。また、ブラウスにネクタイ着用の上、学校指定の

ベスト着用を認める。スカートは膝が隠れる長さとする。

ウ. 制服のボタンはしっかりととめ、女子はリボンを着用する。

3. インナーは社会的なマナーを考慮し、白・グレー・ベージュ等の華美ではない無地のものとし、首元や袖から見えないことなどにも注意をする。
4. 靴下は白・黒・紺・グレー等の華美ではないものとする。女子のストッキングは黒またはベージュの一般的なものとし、ルーズソックスは認めない。
5. 履物は黒の短靴または華美でない運動靴を着用する。
6. 手袋、コートは冬季中、通学時の着用を認める。ただし、華美なものは避け、校内では原則として禁止とする。
7. 実習服、上履は学校指定のものを使用する。
8. 特別な事由により、他の履物を用いる場合は、係に願い出て許可を受ける。

第4章 健康管理

平素より保健衛生に注意し、健康の保持増進につとめる。

1. 身体及び精神の発育、発達を知り、健全な生活行動をとること。
2. 常に健康と環境のかかわりを考え、健康のための環境保持、改善に努めること。
3. 疾病や傷害の発生、予防に留意すること。
4. 健康診断の結果、要精密検査あるいは治療勧告を受けたときは、すみやかに受診して報告書または治療完了証明書を学級主任へ提出する。

第5章 校内生活

校舎内では静粛を第一とする。

1. 校内では責任ある行動をとる。
2. 登校後は放課後まで許可なくして校外に出てはならない。やむをえず外出の必要がある時は、学級主任に届け、外出許可証を携帯する。
3. 掲示、放送に注意し、伝達事項を確認する。
4. 施設・備品を愛護する。校具または教室等を、臨時に使用するとき、学級主任に申し出て、係の許可をうける。破損した時は、直ちに係に申し出る。
5. 紛失物・拾得物は速やかに係に届け出る。
6. 早退を希望する場合は学級主任に申し出て、許可をうける。
7. 下校時間は次のとおり。
 - ①平日……16時50分
 - ②時間外活動時限は次のとおり。但し、規定の手続を経て、教師の指導の下に実施する。
平日…4月～10月………18時
11月～3月………17時10分
土・日および休日………8時30分～17時
8. 部活動は1年生のみ全員登録とし、2・3年生は自由登録とする。

第6章 清掃・整頓

爽快な心を持ち、勉学の能率をあげるため、常に校内を清潔に保つ。

1. 常に各自の座席、ロッカー、下足箱及び所有物、又は保管物品の清潔、整頓に留意する。
2. 清掃は平常掃除、及び大掃除とし、その分担は別に定めたものによる。
3. 清掃終了後は必ず担当職員の点検を受ける。

第7章 机、椅子、ロッカー、下足箱

カーテン等の使用

1. 机、椅子の使用について
 - ア. 自分が使用している机、椅子については常に注意して、傷・落書き等は絶対にしてはいけない。故意に汚損した場合は、個人の責任において補修をする。
 - イ. 机、椅子には決められた名札以外のものを貼ったり書いたりしない。
 - ウ. 学年末には学級ごとに係と引継ぎを行う。
2. ロッカー、下足箱の使用について

ロッカーは、体操服、実習服、柔道着、製図に必要な用具類を入れるためのものである。

教科書をロッカーの中に入れてままだにしない。

下足箱は、下足や上履き、体育館シューズなど学校生活に必要な靴を入れるためのものである。なお、使用する場合次のことを守って使用する。

 - ア. ロッカーには鍵を付け、下足箱についても常に注意して、傷・落書き等は絶対にしてはいけない。故意に汚損した場合は、個人の責任において補修する。

ロッカーのカギは入学時に全員購入(学年)する。
 - イ. ロッカー、下足箱は学級主任から指定された場所を使い、決められた名札以外のものを貼ったり書いたりしない。
 - ウ. 学年末には学級ごとに係と引継ぎを行う。
3. カーテンの使用について

カーテンは大切に取扱い、汚損のないようにする。故意に汚損した場合は、そのホームルームの責任においてクリーニング及び補修をする。

第8章 校外生活

常に城北生としての自覚と誇りを持ち品位ある行動を取る。

1. 不健全な飲食店又は娯楽場等へ出入りしない。
2. アルバイト、旅行、外泊の時は、必ず保護者の承諾を受け、所定の願い出をして許可を受ける。
3. 下宿する時はすみやかに学級主任に届け出て、所定の手続をとる。
4. 同窓会等に出席する時は、保護者の承諾を受ける。
5. 無許可で祭典へ参加してはいけない。

(ただし、祭に関しては、参加願を提出し学校長の許可を受けること。詳しくは別に定める祭参加手続を参照のこと。)

第9章 男女交際

男女は互いに敬愛し、相互の立場を理解し合って交際し礼儀を忘れず、品位を重んじる。

第10章 通学

交通規則を守り城北生としての品位を損なうような言動をとらない。

1. 始業10分前に登校するよう心がける。
2. 自転車通学は、自転車通学届を提出する。
3. 電動アシスト自転車は高価かつ危険性もあるため、自覚を持った行動の下で自己責任において使用することができる。

第11章 願届

諸願届は定められた様式によりすべて保護者又は保証人の署名捺印のうえ、校長宛、学級主任に提出する。

1. 許可を必要とする場合
 - ・旅行・登山・キャンプ
 - ・アルバイト
 - ・普通自動車運転免許取得
 - ・校外活動参加許可願（特殊な場合）
 - ・異装許可願
 - ・追試験および追認試験の受験
2. 届出を必要とする場合
 - ・自転車通学届け
 - ・校外活動参加届け
 - ・身上変更 本籍・現住所・保護者に変更が生じた場合
 - ・氏名に変更が生じた場合
 - ・盗難届
 - ・自転車事故報告書
3. その他の場合
 - ・通学証明書
 - ・成績証明書
 - ・学割証発行申込書

第12章 出席停止・忌引・公欠席

次の場合には、速やかに学級主任へ申し出ること。

1. 学校保健安全法第19条に定める下記の感染症に罹患した場合は出席停止とし、許可されるまで登校してはならない。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻しん、風しん、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、流行性耳下腺炎（おたふく風邪）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

2. 就職または進学に関する試験など、校長が認めた日は出席停止とする。
3. 近親者が死亡した場合は、忌引を取ることができる。忌引日数は次の通りとする。

死亡した者	忌引日数
父母	7日
祖父母、兄弟姉妹	3日
伯叔父母、曾祖父母	1日

4. 公用のために欠席した場合は、出席とみなして扱う。公用とは、校長の許可を得て、学校の教育活動の一環として参加する部活動等の対外試合や文化関係行事をいう。

ハロー電話『ともしび』について

静岡県教育委員会では電話による相談活動を行っています。勉強やからだ、友人や家族についての悩みをはじめ、どんな心配ごとでもかまいません。次の電話で相談できます。

0537-24-8686

平日 10:00~17:00

第13章 スマートフォン・パソコン

学校は学業に慎む場であることを第一に考え、校内での使用に関しては十分に注意をする。

1. スマートフォンの使用について

- ア. 始業(朝読書開始)～終業(SHR・清掃終了後)までの校内での使用を禁止する。朝読書前に電源を切り、カバンにしまう。
- イ. 使用が許可されている時間の校内での使用は連絡を取るなど必要最低限とする。
- ウ. 正当な理由があり、使用が適切だと判断される場合に関しては、担当の教員の許可を得て使用する。

2. パソコンの使用について

- ア. 学習活動(レポートや調べもの)に関しては、時間や場所に関係なく使用を認める。
- イ. 学校での充電は禁止とする。

3. スマートフォン・パソコンの使用について

- ア. 音を出す行為や大声での通話など周囲の迷惑になる行為は禁止とする。
- イ. 校内で撮影した写真や動画の SNS への投稿は禁止とする。
- ウ. 歩きながらの使用や挨拶時などのマナーは遵守する。
- エ. ゲームや不必要な動画視聴など学校生活の目的から外れる行為は禁止とする。
- オ. 校則を遵守できない状況が多数確認される場合は使用制限について見直しをする。